

山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年六月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

選挙区名

三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡

一四、一七九

中巨摩郡

五、四四四

南都留郡

一二、九五八

甲府市

五一、六九六

富士吉田市

一三、五二〇

都留市・西桂町

九、五四五

山梨市

九、六四九

大月市

六、七三七

韮崎市

八、一〇四

南アルプス市

一九、七七一

北杜市

一三、四〇六

甲斐市

二〇、八九〇

笛吹市

一九、一五四

上野原市・北都留郡

六、九一九

甲州市

中央市

八、七六六

八、一九一